

## 羽毛布団売払い（単価契約）仕様書

### 1 業務内容

売渡者が一般廃棄物として回収する羽毛布団を買受者に売払い、買受者は自らの定める手法及び経費をもって再生利用する。

### 2 履行場所

#### (1) 環境クリーンセンター

安城市和泉町大下38

#### (2) 総合リサイクルステーション（エコらんど）

安城市赤松町東向111-1

### 3 保管

(1) 売渡者は、履行場所で羽毛布団を保管する。

(2) 保管方法

#### ア 環境クリーンセンター

フレキシブルコンテナバックに充てんし、屋内に設置したパレット上で保管する。

#### イ 総合リサイクルステーション（エコらんど）

フレキシブルコンテナバックに充てんし、専用のコンテナで保管する。

(3) 売渡者は、買受者に保管等に関する事項について助言を求めることができる。

### 4 搬出

(1) 総合リサイクルステーションで回収した羽毛布団は、売渡者により環境クリーンセンターに集積し、買受者の用意する車両又は運送業者への受渡をもって環境クリーンセンターから搬出する。また、搬出の際は買受者又は運送業者が自ら車両への積載を行う。

(2) 受渡を行う場合は、売渡者が指定する日時に行うものとし、施設等の営業に支障なく、安全が確保できる状態で行うものとする。

### 5 受渡

(1) 受渡をする羽毛布団はダウンの含有割合が50%以上のものとする。

(2) 受渡羽毛布団の計量は、売渡者と協議した計量器で行うものとする。

(3) 買受者は業務実施月の翌月に買受数量を売渡者へ報告するものとする。

(4) 受渡にかかる経費は、買受者の負担とする。

(5) 詳細は売渡者と買受者とが協議するものとする。

## 6 受渡量の見込み

羽毛布団（羽毛充てん量1kg以上） 450枚／年

羽毛布団（羽毛充てん量1kg未満） 180枚／年

\* 予定受渡量は見込みであり、受渡を保証するものではありません。

## 7 売払い代金

(1) 羽毛布団1枚当たりの単価とする。

(上記金額に消費税及び地方消費税として100分の10に相当する金額を上乗せする。)

(2) 売払い代金は毎月支払うものとする。

## 8 提出書類

契約にあたっては、受渡羽毛布団がリサイクルされるまでの処理のフロー図、主な売払い先等を記載した書類を提出すること。

## 9 その他

(1) 本業務の遂行に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関連法規を遵守、尊重し公害問題を起さないよう留意すること。

(2) 売渡者の施設及び備品等に破損等ないように十分注意し、もし破損等が生じた場合には、ただちに売渡者へ連絡すること。

(3) 羽毛布団を運搬用車輦に積載終了した時点又は運送業者から買受者への受渡しをもって、管理責任及び所有権は売渡者から買受者に移転する。

(4) 買受者は羽毛布団から個人情報が出ないよう措置を講ずること。

(5) 羽毛布団について、適正に再商品化等の処理が行われているかの書類及び現場確認を実施することがある。

(6) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

問い合わせ先 産業環境部ごみゼロ推進課 ごみ減量係 担当：鈴木

電話 0566-76-3053

FAX 0566-77-1318